

政省令の制定改廃の状況

令和 8 年 4 月 24 日
政策統括官(統計制度担当)

法令の題名	改正等の内容	公布年月日
統計法施行規則の一部を改正する省令(令和 8 年総務省令第 37 号)	学校教育法の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 50 号)の施行に伴い、専修学校に専攻科を設置することができるようになるため、統計法施行規則(平成 20 年総務省令第 145 号)第 19 条第 1 項第 1 号イ(1)で定める「大学等」の範囲に、専修学校に設置される専攻科を追加する改正を行った。	R8.03.30

(注) 本表は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 45 条の 2 の規定に基づき統計委員会の意見を聴かなければならないとされている政令の制定若しくは改廃の立案又は総務省令の制定若しくは改廃をしようとする場合のうち、同条ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを記載している。